

南九州市長 塗木 弘幸 殿 殿
南九州市議会議長 今吉 賢二 殿

南九州市監査委員 有水 秀男
南九州市監査委員 日置 友幸

令和6年度財政援助団体等の監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項及び第10項の規定によりその監査結果に関する報告書を提出します。

なお、同条第14項の規定により、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員まで通知してください。

記

1 監査の基準

この監査は、南九州市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査

3 監査の対象

財政援助団体等の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の着眼点

出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかを主眼に監査を行った。

5 監査の主な実施内容

補助事業等は目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、当該団体の事務及び当該団体に対する市の事務が、関係法規、財務関係規則等に基づき適正に執行されているかなどの点に主眼を置き実施した。

監査にあたっては、提出された資料に基づいて関係職員から説明を聴取して実施するとともに、預金通帳データ等で補助金の受け入れ状況等の確認も行った。

6 監査の実施場所

監査委員室

7 実施日程

令和6年11月14日（木）

8 補助金等名（交付先，補助金額等），所管課

(1) 南九州市出会い応援事業補助金

（南九州市地域女性団体連絡協議会，72,000 円），企画課

(2) 出会いサポーター倶楽部補助金

（南九州市出会いサポーター倶楽部，359,646 円），企画課

(3) 南九州市地域イベント等開催補助金

（知覧ねぷた祭実行委員会，1,517,000 円），商工観光課

(4) 商店街活性化イベント事業（祇園祭）補助金

（川辺祇園祭・二日市等実行委員会，2,400,000 円），商工観光課

(5) 商店街活性化イベント事業（川辺二日市）補助金

（川辺祇園祭・二日市等実行委員会，2,400,000 円），商工観光課

(6) 事業負担金

（えいのゴッソイまつり実行委員会，2,400,000 円），商工観光課

（小京都ふるさと祭実行委員会，2,400,000 円），商工観光課

（かわなべ磨崖仏まつり with 農業祭実行委員会，2,400,000 円），商工観光課

7 監査の結果及び意見

(1) 共通事項

今回，監査の対象とした団体等への補助金等交付事務は，南九州市補助金等交付規則等に基づき，概ね適正に執行されていた。

以下，共通事項としての監査内容は次のとおりであるが，軽微な個別事項については，監査の際に所管課長及び担当係長に対し改善や検討を要望したことからその記載は省略する。

補助金交付団体等はそれぞれ少子高齢化や地域活性化対策として，縁結び活動の推進や独身者への出会いの機会の提供，伝統的行事等の開催，市内特産品の販売や地域をPRすることを目的にイベント開催等を実施されているところである。

南九州市も合併し20年目を迎えようとしているなかで，これまで旧町単位でのイベントについて，補助金や負担金をそれぞれ交付し継続開催してきたところではあるが，各種イベントの開催は市民をとりまく地域環境や社会情勢の変化等によってイベントの必要性が変化することも考えられる。そのため，補助金や負担金を交付する効果が一層高まるように見直しを行うことも必要であると考え。関係団体においては主催，共催，後援等イベントへのかかわり方や経緯，イベント参加者の減少に伴う歳入の圧迫は，今後のイベント開催に支障をきたすことも考えられることから，社会情勢の変化に合わせ，適時に補助金や負担金の見直しと各種イベントの運営に携わる事務局の場所や担当者の在り方等について，あらためて検討することも必要であると考え。

事務手続きにおいて，補助対象事業の実施期間は補助金交付決定日以降に着手

し年度末までの日に完了しなければならないが、今回対象の補助金の中には交付決定日以前の着手となっているものが見受けられた。補助対象経費の執行までに、交付申請及び交付決定ができるよう補助対象団体と調整の上、事務を進める必要がある。補助事業の実施においては、真に必要な事業の期間となるよう適時適正な事務手続きを行われたい。

共通事項としての監査意見は以上であるが、改善、検討の必要があると認められたものについては、市にあっては団体に対する指導を含めて適切な措置を講ずるとともに、団体にあっては市の指導に応じた適切な措置を講じられたい。

今後とも担当課と補助金交付団体が連携を密にし、補助事業の所期の目的達成に向け取り組んでいただきたい。

(2) 個別事項

特に指摘する事項はない。